

放射性物質汚染対策の推進のための論点 (メモ)

1. 除染の実施

- ①放射線量の水準を踏まえつつ、住宅、道路、公園、農地、森林、河川、下水道など用地毎に、除染の知見の収集、除染技術の整理や明確なガイドラインの提示
- ②国又は自治体が行う除染事業への人的・技術的支援
 - 福島県における体制強化（「福島除染推進チーム」の強化）

2. 放射性廃棄物の保管・処理の促進

- ①放射性物質に汚染された廃棄物の処理基準と、土壌等の汚染基準との相互調整
- ②放射性廃棄物の中長期的な処分に向けたロードマップの作成

3. 汚染拡大の防止のための規制の調整

- ①作付制限、出荷制限等と、放射性物資をおびた農畜産物や食品の規制との間の相互調整
- ②食品安全対策、風評被害対策の総合的なパッケージの作成
- ③上記規制と、汚染土壌を除染する際の基準の調整

4. 長期的な健康管理

- ①福島県が実施する長期健康調査に対する支援
- ②今後の住民健康支援のあり方の検討

(以上)